

### \* 1 同和対策審議会答申

昭和 35 年（1960 年）に総理府に設置された同和対策審議会が、内閣総理大臣からの「同和地区に関する社会的及び経済的諸問題を解決するための基本方策」についての諮問を受け、昭和 40 年（1965 年）8 月に出した答申のことです。

この答申は、「同和問題の解決は国の責務であると同時に国民的課題である」との基本認識を明確にするとともに、国や地方公共団体に積極的な対応を促すなど、その後の同和対策の基礎となりました。

### \* 2 セクシュアル・ハラスメント（Sexual harassment）

相手の意に反した性的な性質の言動で、身体への不必要な接触、性的関係の強要、性的なうわさの流布、衆目に触れる場所へのわいせつな写真の提示など、様々な態様のものが含まれます。特に雇用の場においては、「職場（労働者が業務を遂行する場所）において行われる性的な言動に対する女性労働者の対応により、女性労働者がその労働条件につき不利益を受けること又は性的な言動により女性労働者の就業環境が害されること」とされています。

### \* 3 ストーカー行為

特定の者に対する恋愛感情などの好意の感情、またはそれが満たされなかったことに対する怨恨の感情を充足する目的で、特定の者またはその配偶者、その他親族などに対し、つきまといや面会・交際の要求をしたり、名誉を傷つけるような行為などを繰り返し行うことをいいます。

### \* 4 ドメスティック・バイオレンス（Domestic violence／DV）

日本語に直訳すると「家庭内暴力」となりますが、一般的には「夫や恋人など親密な関係にある、又はあった男性から女性に対して振るわれる暴力」という意味で使用されることが多くなっています。家庭内の出来事で被害が潜在することが多く、公的機関の対応も十分ではなかったことから、この問題に対する取組みが急がれています。身体的なものだけでなく、精神的なものまで含む概念として用いられる場合もあります。「夫・パートナーからの暴力」として記述されることもあります。

### \* 5 児童虐待

保護者がその監護する児童（18 歳に満たない者）に対し、次の行為をすることをいいます。

- ①身体的虐待：児童の身体に外傷が生じるか、生じるおそれのある暴行を加えること
- ②性的虐待：児童にわいせつな行為をしたり、させたりすること
- ③ネグレクト：児童の心身の正常な発達を妨げるような著しい減食や長時間の放置など保護者としての監護を著しく怠ること
- ④心理的虐待：児童に、将来まで残るような心の傷を与える言動を行うこと

### \* 6 バリアフリー

高齢者や障がい者が地域社会の中で生活しようとするとき、これを困難にする様々な障壁（バリア）があります。例えば、建物や道路の段差などの目に見えるものから、高齢者や障がい者に対する誤解や偏見、雇用や就労の機会が限られたりするなどの目に見えないものまで存在しています。高齢者や障がい者が自由に社会に参加できるよう、これらのバリアを取り除いていくことを「バリアフリー」といいます。

## **\* 7 高齢者支援センター（在宅介護支援センター）**

市から業務委託を受け、高齢者福祉サービスが必要な在宅の高齢者またはその家族などに対し、高齢者福祉サービスの照会・相談・申請代行などを行う。社会福祉協議会内に設置してある。

## **\* 8 障がい**

市では、「障害（者）」の「害」という漢字の表記について、「害悪」など負のイメージがあること、また、関係する方々などから「障害」の表記を改めるべきであるとの意見が寄せられたこともあって、ひらがな表記に改めることにしました。

この計画（改訂版）の中には、「障がい（者）」の表記が多数出てきますが、「法令、条例、規則や固有名称等」を除き、すべてひらがな表記としています。

## **\* 9 発達障がい者**

発達障がいとは、自閉症、アスペルガー症候群その他広汎性発達障がい、学習障がい、注意欠陥多動性障がいその他これに類する脳機能の障がいであって、その症状が通常低年齢において発現するものとして政令で定めるものをいい、発達障がい者とは、発達障がいを有するために、日常生活または社会生活に制限を受ける者をいいます。

## **\* 10 ノーマライゼーション**

「ノーマライゼーション」とは、障がい者を特別視するのではなく、障がい者が一般社会の中で普通の生活を送れるように条件が整備された、共に生きる社会こそがノーマルな社会である、という考え方です。

## **\* 11 地域改善対策協議会意見具申**

平成8年（1996年）5月に地域改善対策協議会から出された「同和問題の早期解決に向けた今後の基本的な在り方について」の意見具申のことです。

この意見具申では、特別措置法失効後の同和問題解決に向けた基本的な在り方を明確にするとともに、差別意識の解消に向けた教育・啓発の推進や、人権侵害による被害の救済等の対応の充実強化など、法失効後においても適切な施策が必要であることを指摘しています。

## **\* 12 水俣市立水俣病資料館**

水俣病を風化させることなく、公害の原点といわれる水俣病の貴重な教訓を後世に継承・発信していくことを目的として、平成5年（1993年）1月にオープンした施設です。悲惨な公害を繰り返すことのないよう水俣病の教訓を伝えるとともに、水俣病患者の痛みや差別を受けたつらい体験などについて、展示や語り部の方の話などで紹介し、水俣病問題を正しく認識していただけるよう情報を発信しています。

## **\* 13 国立水俣病情報センター**

水俣病への理解の促進、水俣病の教訓の伝達、水俣病及び水銀に関する研究の発展への貢献を目的として、平成13年（2001年）に設置されました。水俣病に関する資料、情報を一元的に収集、保管、整理し、広く提供するとともに、水俣病に関する研究や、学术交流等のための会議の開催等を行っています。

## **\* 14 宿泊拒否事件**

平成15年（2003年）11月、熊本県が実施する「ふるさと訪問事業」において、菊池恵楓園入所者という理由でホテルが宿泊を拒否した事件のことです。

**\* 15 国立療養所菊池恵楓園（きくちけいふうえん）**

明治 40 年（1907 年）の「癩予防二関スル件」に基づき、全国 5 カ所に設置されたらい公立療養所のひとつであり、明治 42 年（1909 年）、九州七県連合立第 5 区九州癩療養所という名称で、現在の合志市に開設されました。昭和 16 年（1941 年）から運営が国に移され、現在の「国立療養所菊池恵楓園」に改称されました。

**\* 16 性的指向**

異性愛、同性愛、両性愛の別を指す **sexual orientation** の訳語です。このほか、性的少数者に位置づけられる性同一性障がい、インターセックス（先天的に身体上の性別が不明瞭であること）を理由とする差別なども問題となっています。